

吉蔵の戒律觀

利根川 浩行

現存する吉蔵の著述を調査した結果、十善戒、戒体、及び作戒・無作戒について興味ある記述・主張等がみられたのでこれらを検討する。

初めに十善戒について検討する。

吉蔵は『維摩經義疏』に次のように説く。

持戒は菩薩淨土菩薩成仏時行十善道滿願衆生來生其國。十善名為旧戒。有仏無仏常有此法。（大正三八・九二八下）

即ち、十善を旧戒と規定しているが、これは文中に説明されるように、仏の有無に拘らず衆生が当然守るべき戒律であるとしている。

『百論疏』には次の記述が見える。

仏法有二。一世間教二出世法。若明五戒招人十善感天故誠惡勸善此世間教也。（大正四一・二三九中）

と、仏法を世間・出世間とに分別するとき、十善五戒を世間教に配している。また、『法華玄論』には

五戒因縁則得人身故說五戒為人乘也。但人中鈍根短壽樂少苦多。

欲離斯事當修十善。十善因縁則招天報為天乘。

（大正三四・四一八中）

と記す。ここでは、「五戒・十善」と並び称され、五戒を持つことによって、十界中の人界を全うすることができ、十善戒を持つことによって天界を全うすることができると説く。

以上、吉蔵の説は、十善戒を或は世間戒と捉え、或は天界の摂と見なしていたようである。

吉蔵以前の説を調べる。

僧肇は『註維摩詰經』に

十善菩薩戒也。亦有「無量戒」。略舉十耳。

（大正三八・三三六上）

と、十善を菩薩戒であるとしている。

南北朝期齊代文宣王は『淨住子淨行法門』に、

第一 翻邦三篇 第二 五戒三篇 第三 八戒三篇 第四 十戒
第五 具戒 第六 十善戒 第七 大菩薩戒

（『広弘明集』所収、大正五二・三二六上）

と記している。ここで、文宣王は諸戒を第一翻邪三帰より、第七大菩薩戒に分別する中、十善戒を第六に位置づけている。必ずしも諸戒の優劣を第一より順に述べたものとは断定できないが、第一の翻邪三帰より第五の具足戒迄を小乗戒、第六の十善戒及び第七の大菩薩戒を大乘戒と見ることは可能である。

とすれば、十善戒は第七の大菩薩戒に対して、小菩薩戒とも云うべき他位が与えられていたことになる。

また、この資料中留意すべきは、五戒は第二、十善は第六にと隔離されて説かれているのに対し、先に示したように吉蔵の所説においては、五戒と十善が近接して説かれていることである。

ともあれ、当初上位に置かれた十善は、梁代法雲の『法華經義記』以後一変する。

五戒十善小機不応一乘大教

(大正三三・六三六上)

この文は、法華經信解品長者窮子譬の窮子を注釈したものであるが、ここで法雲は一乘大教に対して窮子を五戒十善の小機と判じたのである。

これ以後、五戒十善は低位に配される様になる。

惠思は『諸法無諍三昧法門』に

十善有漏禪生天……不捨世間十善行……善法者。有二種。一者有漏十善道。及有漏四禪四空定。是世間善法。二者出世間善。無漏

吉蔵の戒律観(利根川)

四禪四空定四定滅受想定三十七品。是出世間禪法。

(大正六三七下・六三八中)

と、善法を世間・出世間とに分別する時、十善を世間法に配している。

また、智顗は『法華文句』に

五戒十善止出三途。今四諦十二因縁能出生死。

(大正三四・昧四下)

と記して、五戒十善を十界中人界以下に配している。

先に検討した、僧肇の十善・菩薩戒説、或は文宣王の十善重視説と較べる時、その取り扱いに変化があったことは確かである。

更に、吉蔵の所説を検討する。

『法華玄論』には

一者五戒十善以善以淨三途。二者說四諦十二因縁以淨三界。

(大正三四・三六五下)

との説がみえる。

五戒十善を十界中低位に配していること、また、先に記した智顗の『法華文句』中の記述に極似していることから、吉蔵は智顗に依ったか、とも考えられる。

しかし、このような疑問は次に示す吉蔵の記述によって氷解する。

旧諸師云。釈迦一化現形致教。不出二途。一是世教。二是出世

吉蔵の戒律観（利根川）

教。明世教有三種。一者三帰。二者五戒。三者十善也。……

（『弥勒經遊意』大正三八・二六九上）

即ち、三帰・五戒・十善を世間戒として低位に置くことは、吉蔵・智顗独自の所説ではなく、当時仏教界の常識であったと思われる。

吉蔵の著述に『大品經義疏』がある。所謂般若經典類には十善を六波羅蜜中、戒波羅蜜の内容とみなしてこれを重視している。これに対して吉蔵はどのように注釈したか。

問今無三菩薩時亦有三人及十善五戒等云何皆由菩薩耶答有二。二十一戒就清淨方便作三人天王或在家出家作外道故說十善五戒二者敗性菩薩不堪衆生治十治百亦說十善五戒

（頭注二十一戒一作世成或作共成 己統一・三八・一・二六下）

原本不備のため正しい理解は不能であるが、或は方便のために、或は敗性の菩薩の受持すべき戒として十善は語られており、吉蔵は、一種の弁明をしているようである。

次に戒体について検討する。

吉蔵は『法華義疏』に次のように説く。

①問戒以何為體。答毘曇以色為體。成論非色非心為體。譬喻僧祇明離思無報因離受無報果。故以心為戒體。今明大乘適緣所宜無有定執。若有定執即成諍論趣向闡提。

（大正三四・四七四下）

即ち、「今大乘明……」以前に小乗各部の戒体説を紹介し、

大乘は「縁宜所適……」と述べて或は色、或は心、或は非色非心の戒体に固執すべきでない」と主張する。

また、『百論疏』には、

②釈戒体亦有三。數人以無作色為體。論人非色非心無作為體。譬喻部云。離思無報因離受無報果。此明無無作義。但以心為戒體。今此文但出得戒因緣不別明其體。當時是適緣為用也。

（大正四二・二五六上）

と説く。①に示した『法華義疏』中の戒体説と近似しているが、①に「毘曇以色為體」と述べる所を「數人以無作色為體」と言い、同じく「成論非色非心為體」を「論人非色非心無作為體」と述べ、「無作」の語を付け加えている点に相違がある。また、譬喻部の戒体説を述べる時、わざわざ「此明無無作義」と説いていることは、戒体について無作の語が密接に関連していることを示している。また、両書に共通して見える「適縁」即ち「縁にしたがって」と説いて一つの戒体説に執着すべからずとは、吉蔵の強く主張する所と思われる。

更に、吉蔵は『勝鬘寶窟』に

③第四戒体相門。毘曇以色聚為體。成實用非色非心為體。譬喻部以心為體。瓔珞云。一切菩薩凡聖戒。尽以心為體。心若尽者戒則尽。心無尽故戒無尽。故六道得受戒。但解語而受得不失。若依瓔珞別明三戒體者。攝律儀戒。謂十波羅密。攝衆生戒。謂慈

悲喜捨。攝善法戒。所謂八万四千法門。

(大正三七・二二上)

と、述べる。①・②に示した吉藏の所説と異なる点は、所謂の大乗戒を説く『瓔珞經』所説の心法戒体説を引用していることである。

以上、吉藏の戒体説の既略を記した。

以下、同時代を生きた吉藏と智顗の戒体説について比較検討する。

智顗は『次第禪門』に

①正明戒之体相者。有二種教門不同。若小乘教。弁戒は無作善法。受戒因緣具足。若発得無作戒。爾後睡眠入定。此善任運自生。不須身口意造作。以無作正為戒体若薩婆多人。解無作戒。是无表色不可見無對。若曇無德人。明無作戒。是第三聚非色非心法。諸部既異。雖不可偏執。約小乘教門。終是无作為戒体。其義不差。若大乘教門中。説戒從心起。即以善心為戒体。此義如瓔珞經説。有師言。摩訶僧祇部人云。無作戒是心法。

(大正四六・四八四中)

と説き、『摩訶止観』には

②小乘明義無作戒即是第三聚。大乘中法鼓經。但明色心二無第三聚。心無尽故戒亦无尽。

(大正四六・三六中)

更に、『菩薩戒義疏』には

③戒体者。不起而已起即性無作假色。

(大正四〇・五六五下)

吉藏の戒律観(利根川)

等と戒体を説く。

智顗①では、小乗各派は無作を戒体とし、その無作が色法であるか、心法であるか、或は非色非心法であるかの相違がある、と説く。②では、小乗の無作戒とは第三聚(非色非心法)であり、大乘には非色非心法説はなく、法鼓經に説く様に色・心二法があるのみとする。(但し、以下に「心無尽故戒亦无尽」と瓔珞經の心法戒体説を述べて、大乘色法戒体説には触れない。)

智顗①説は、①②で小乗の戒体なりとした無作説を主張しており、近年、智顗の親撰に非ずとの説もあり、本論の検討対象から除外する。

吉藏の②③説と智顗の①説とを検討する。

②数人以無作色為体。

③薩婆多人。解無作戒。是无表色不可見無對。

②論人非色非心無作為体。

①曇無德人。明無作戒。是第三聚非色非心法。

②譬喻部云。……此明無無作義。但以心為体。今此文但出得戒因緣不別明其体。

縁不別明其体。

①有師言。摩訶僧祇部人云。無作戒是心法。

③瓔珞云。一切菩薩凡聖戒。尽以心為体。

①大乘教門中。説戒從心起。即以善心為戒体。此義如瓔珞經説。

以上の様に、吉藏と智顗の戒体説は殆んど一致する。但し、

三番目に比較したインド部派中、心法説を取る部の説に混乱・相違がある。即ち、吉蔵の文には、「譬喩部は……無作の義無きを明かしているが、心を戒体とする。今の此の文は……其の体を明かしているのではない。」と文脈に混乱が見られ、智顗は、色・非色非心法説を説いた後、付け加える形で「有る師云く。……」とインド仏教中、心法戒体説を取る説を紹介しており、しかも、吉蔵が「無作義無きを明かす」と述べているのに対し「無作戒は心法なり」と述べて両者の文に相違がある。

しかしながら、これら両者の文の相違は、逆に、智顗・吉蔵当時の中国仏教界において、インド仏教諸部派中、色法及び非色非心法戒体説を取る部派については問題はなかったが、心法戒体説については諸説が存在したのではないか、と云うことを示唆している様にも思える。

次に、吉蔵自身の戒体説について検討する。近年の学者が、吉蔵と智顗の戒体説に次の様に論じている。

吉蔵③説に対して、佐藤達玄氏は、

吉蔵も「璣珞經」によって、「無尽の心」を三聚淨戒の戒体とみていたといえよう。
〔吉蔵と大乘戒、印仏三〇—二〕

智顗④説に、多田孝正氏は

ここで智顗は別に取捨撰択や優劣の判定をしている訳ではないことは最後の「有師云……」を見ても判然としているのである。

〔性無作仮色と願〕印仏二四—二

と論じている。

先に、智顗説を論じた多田氏の説について検討する。

氏は④説を、「……優劣の判定をしている訳ではない……」と述べられるが、中国仏教において、「大乘・小乗」と云う時、既に、大乘は優、小乗は劣と云う意識があったのではないかと云う疑問も一方にある。

一方、佐藤氏の説も、吉蔵の戒体説ではなく、吉蔵の説く璣珞經心法戒体説を三聚淨戒説にからめて説いており、吉蔵独自の戒体説には言及していない。

ともあれ智顗の弟子、音安は『観心論疏』に

……次為小根小行制戒。則説二百五十戒。或止防七支作法発無作戒。……
〔大正四六・五九二下〕

と説いて、大・小乗に優劣を判じ、小乗無作戒を劣位に配していることは明白である。

最後に、吉蔵が『勝鬘宝窟』に説く戒論の不審について述べる。

第六作無作門……作即誓心。無作即是從心生戒遠至菩提。小乗正以無作為体。……大士即兩取。
〔大正三七・二二上〕

と、小乗は無作を体、菩薩は作無作共に体とすると云う。作とは作法受得戒のことと思うが、これを輕視した例は見られず、不審の説である。後学を要する。
〔大正大学助手〕